

平成 29 年

第 4 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 29 年 11 月 24 日開会

柳泉園組合議会

平成29年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議案第17号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 3
○閉 会	4 1

平成29年第4回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成29年11月24日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. 議案第17号 平成28年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定

1 出席議員

1番 小山 實	2番 佐藤 一郎
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 田中 のりあき	6番 たきしま 喜重
7番 深沢 まさ子	8番 小西 みか
9番 友野 ひろ子	

2 関係者の出席

管理者	並木 克巳
副管理者	渋谷 金太郎
副管理者	丸山 浩一
助 役	森田 浩
会計管理者	坂東 正樹
監査委員	安藤 純一
清瀬市都市整備部長	佐々木 秀貴
東久留米市環境安全部長	山下一 美
西東京市みどり環境部長	松川 聡

3 事務局・書記の出席

総務課長	新井 謙二
------	-------

施設管理課長	横 山 雄 一
技術課長	佐 藤 元 昭
資源推進課長	濱 野 和 也
書記	濱 田 伸 陽
書記	滝 村 和 道
書記	本 間 尚 介
書記	川 原 龍太郎

午前 9時59分 開会

○議長（田中のりあき） おはようございます。本日は平成29年第4回柳泉園組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはお忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（田中のりあき） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、11月17日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員でございます佐藤一郎議員に報告を求めます。

○2番（佐藤一郎） 去る11月17日、代表者会議が開催され、平成29年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成29年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月24日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第17号、平成28年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（田中のりあき） 報告が終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることと決しました。

○議長（田中のりあき） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第2番、佐藤一郎議員、第3番、村山順次郎議員、以上のお二方をお願いをいたします。

○議長（田中のりあき） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願い致します。

○議長（田中のりあき） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） ただいま議長のお許しをいただきましたので、本日、平成29年柳泉園組合議会第4回定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも、第4回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業について御報告申し上げさせていただきます。

また、御案内のとおり、平成29年度決算の認定について、1件の議案を御提案させていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第4回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） 次に、助役より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○助役（森田浩） 議長にお時間いただきましたので、1点御報告させていただきます。

9月1日付で、柳泉園組合におきまして、職員の人事異動がございました。紹介させていただきます。

組合の職員でございますが、宮寺資源推進課長の後任といたしまして、濱野資源推進課長が就任されましたので、御報告申し上げます。

○資源推進課長（濱野和也） 資源推進課の濱野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告は、平成29年8月から平成29年10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページでございます。総務関係でございますが、1の庶務についてでございます。（1）事務の状況でございますが、8月10日に関係市で構成する事務連絡協議会、また、15日に管理者会議を開催し、平成29年第3回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。

（2）訴訟の状況でございますが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約における住民訴訟事件の第2回口頭弁論が9月8日に、また、第3回口頭弁論が10月31日に行われております。これまでの口頭弁論では、原告が提出いたしました準備書面等について、裁判長よりその都度、指摘や指示などがあったため、実質的な審理が行われておりません。なお、第4回口頭弁論におきましては、12月8日に行われる予定でございます。

続きまして、2、見学者についてでございますが、今期は25件、1,462人の見学者がございました。小学校の社会科見学が20件で、1,415人でございます。

次に、2ページの3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、4のごみ処理手数料の収入状況でございます。表3に記載のとおりでございます。これにつきましても御参照いただきたいと思います。

次に、5、監査についてでございますが、両監査委員において10月2日、4日及び12日に平成28年度決算審査が行われております。

次に、6、契約の状況でございます。今期は2件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万8,210トンで、これは昨年同期と比較し、205トン、1.1%の増加となっております。

内訳でございますが、可燃ごみは4ページの表4-2のとおり1万6,117トンで、昨年同期と比較し、55トン、0.3%の減少でございます。不燃ごみは表4-3のとおり1,942トンで、昨年同期と比較いたしますと217トン、12.6%の増加、粗大ごみは5ページの表4-4のとおり152トンで、昨年同期と比較いたしますと43トン、39.4%の増加となっております。

また、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4までに記載してございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2は有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページでございます。表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、8ページでございます。表6は缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,350トンで、昨年同期と比較いたしますと466トン、25.7%の減少となっております。

次に、9ページでございます。2、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、8月に1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施いたしております。9月には1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定の実施、また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。また、ごみ・灰

クレーンの定期点検整備補修が完了いたしております。

10月でございますが、1号炉、共通設備及び汚水処理設備等の定期点検整備補修を実施しております。また、2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。

放射能関係の測定でございますが、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、また、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、12ページの表12-1から13ページの表12-3までに記載しております。

続きまして、10ページでございます。表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万7,928トンで、昨年同期と比較いたしますと405トン、2.3%の増加となっております。

10ページの表8から11ページの表11までは、ばい煙、ダイオキシン類、連続測定器による水銀濃度測定及び下水道放流水の測定等、各種測定結果等を記載しております。それぞれ排出・排除基準、または自己規制値に適合いたしております。

続きまして、14ページの(2)不燃、粗大ごみ処理施設でございます。8月には、29日に破砕機内でガスボンベ等の内容物が原因と思われる小規模な爆発が発生いたしました。このため、機械設備等を停止し、消防機関に通報いたしております。この爆発による人的被害はなく、機械設備等にも損傷はなかったことから、消防署といたしましては火災扱いとはならず、当日中に運転を再開いたしております。9月には、定期点検整備補修及びバグフィルター清掃を実施し、10月には引き続き、定期点検整備補修を実施しております。その他でございます。監視カメラ設備補修を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表13の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は2,093トンで、昨年同期と比較いたしますと260トン、14.2%の増加となっております。

続きまして、15ページでございます。(3)リサイクルセンターでございます。8月から10月まで引き続き定期点検整備補修を実施し、また10月にはびん系列補修を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表14のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,350トンで、昨年同期と比較いたしまして466トン、25.7%の減少となっております。

続きまして、16ページでございます。3、最終処分場についてでございますが、当期も引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しております。今期は1,866トンで、昨年同期と比較しますと44トン、2.3%の減少となっております。搬出状況は表15に記載のとおりでございます。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況でございますが、表16に記載のとおりでございます。

続きまして、17ページでございます。し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は204キロリットルで、昨年同期と比較し、1キロリットル、0.5%の増加となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、18ページでございます。2、施設の稼働状況でございますが、今期は9月に脱臭塔活性炭交換を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果でございますが、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、20ページでございます。施設管理関係でございます。1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況をそれぞれ昨年同期と比較いたしますと、野球場は28%、会議室は90.3%、室内プールは18.3%、浴場施設は3.6%、トレーニング室は12.6%とそれぞれ利用者が増加しております。テニスコートは17.7%の減少となっております。各施設の利用状況につきましては、表19-1及び表19-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては21ページの表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございますが、10月11日から26日までの16日間、クリーンポート定期点検整備補修に伴い、臨時休業いたしております。

室内プール及び浴場施設の水質測定結果につきましては表21及び22ページの表22に記載のとおりございまして、それぞれ測定結果の数値につきましては、水質基準に適合いたしております。

最後でございますが、2点ほど御報告させていただきます。これは資料はございません。

1点目は、柳泉園組合負担金算出方法の見直しについてでございます。柳泉園組合事務連絡協議会設置要綱に基づきまして、その必要事項の検討をするため、関係市清掃担当課

及び柳泉園組合事務局職員で構成する幹事会を設置いたしまして、検討、協議いたしております。このことについて御報告申し上げます。

負担金算定におきまして見直した点でございますが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約に係る大規模補修費の負担区分につきましては、大規模補修費のうち、更新事業費は各市それぞれ3分の1の負担とすることといたしました。また、東久留米市環境整備負担金の算出方法につきましては、過去10年間の平均額2,900万円の固定額とし、3年に1回の見直しを行うこととなりました。この検討結果におきましては、11月13日の事務連絡協議会、11月15日の管理者会議で了承をいただきまして、平成30年度の関係市の負担金の算出方法から反映させていただくこととなっておりますので、御報告申し上げます。

2点目でございますが、今年度から実施しておりますクリーンポート長期包括運営管理事業契約のうち、大規模補修につきましては、都市計画法の運用指針の改正によりまして、一定の規定に定める承認を受けることによりまして、都市計画税の充当が可能な事業として認められることになりました。このため、関係市との協議を行い、年度内に認可を受ける手続を行い、認可申請に必要な書類を作成し、現在、東京都と協議を進めております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中のりあき） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 順次御質問させていただきたいのですが、先般、視察に行っておりまして、受け入れていただきました事業者の方、また対応していただきました事務局の皆様には御礼を申し上げたいと思います。

1点だけこの関係でお聞きをしたいのですが、現地の説明ではその事業者においてはということだとは思いますが、ガス化溶融炉の新設、増設については現在は行っていないという趣旨の説明があったと思っております。また、かなりフル稼働の状態だという説明も現地ではあったように認識をしております。安定的な処理というのは柳泉園組合においてどの分野でも必要なことであり、今処理をしていただいているわけですが、この安定的な処理についてはどのように確認をされているのか、その点について御説明をいただければと思います。

2点目ですが、小金井市のごみを受け入れて焼却処理をしていると思いますが、以前の

やりとりで、平成32年に小金井市の処理施設の建設、処理がスタートして、平成30、31年については小金井市のごみ減量の推移によって受け入れを行うか、あるいは行わなくても済むかと、そういう状況だという御説明があったかと思うのですが、今のところ来年度以降のごみの受け入れについてはどのような協議になっているのか、お聞きをいたします。

3点目ですが、長期包括委託に関連してお聞きをしたいのですが、例年3定または4定において契約の事件、例えば昨年度でいえば、第3回定例会に議案第16号工事請負契約の締結についてと議案が出されまして、そのときはクリーンポート定期点検整備補修その2ということで資料も示していただいて、その概要、議会では議論をし、議決をすると、そのようなことが毎年何かしら行われております。長期包括委託がスタートしております、これらの取り扱いというのはどう変化するのかと、以前、平成27年第1回定例会で質問をいたしましたら、必要な情報提供はしていくと。

せっかくなので紹介いたしますが、当時の助役の説明ですと、契約の仕方が債務負担行為であろうと何であろうと100億円からの工事をするわけですから、その中できちんと年次的に、この年度はこれだけの経費をかけてこういう内容で改修しますということは、当初そういう全体計画をお示しするわけですから、各年度におきましてはたとえそれが単年度予算に計上されない方法の契約であろうと何であろうと、きちんと議会のほうにお示しをして、求められた成果が必ず上がってくるかどうかも含めて御報告申し上げると、今までのやり方はこうだったけれども、長期包括委託になっても一定の情報提供はすると。一方で、議案にはならないということもございます。

きょうは第4回定例会でございまして、記憶では第3回定例会でも、以前あったような情報提供はなかったかなと。今定例会においても、こういう工事を行う予定ですという趣旨の説明、資料提供、情報提供はないかなと思うのですが、今年度においては平成28年、27年にあったような、そういう工事は行っていないから情報提供がないという理解なのか、こちらから求めないから特別今、今年度の中で行っている工事については情報提供もしていないということなのか、その点をお聞きをしたいと思います。

4点目、これで最後になりますが、継続してお聞きをしております防災の関係ですけれども、東久留米市と一定の話し合いを持たれたと聞いておりますので、そのあらましのところと、あとは新しい提案ですが、例えば被災をされた方、罹災証明を持たれている方という定義になると思いますが、あるいは災害が起こった場合の話ですけれども、そのポ

ランティアをされている方などを対象に厚生施設、特に私が想定しているのはお風呂ですが、けれども、これの減免というのを検討していただけることはできないかということです。罹災証明をお持ちの方、被災をされた方ということですが、そういう方にお風呂を使ってもらい、どのくらいの減免が適切なのかというのは検討の余地があるかと思いますが、組合としてお見舞いを申し上げますと、支援をするという立場に立って、そういう方がお風呂等を利用したいということがあれば、一定費用の面では減免をして受け入れると、使ってくださいと御案内をするということはあるかという点もあってもいいかなと。

一応、例規集を見ましたが、減免の規定上、そういうものを適用できる記述は見られなかったもので、そういう条件整備を検討していただけないかということで御質問いたします。

以上4点、お願いいたします。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、まず第1点目の、安定した処理とはどのような形で理解しているのかということについて、御答弁させていただきます。

まず初めに、先月、10月20日、大変お忙しい中、JFE環境株式会社まで議員研修視察ということで出席いただきまして、まことにありがとうございました。

柳泉園組合といたしましては、まず基本的な概念といたしましては、柳泉園組合から排出されたものは、まずは基本的には埋め立てを行わない。そして、排出したものは全てその企業において処理をしていただくという考えを持ちまして今年度契約しました業者をお願いしているところでございますが、なおかつ排出された全てのものは、ごらんいただいたとおり、燃料ガス、あと金属スラグ、そのような再利用として資源化しているという形で、埋め立てをしないという考えでこの施設をお願いしているところでございますが、そのようなことで安定した処理ということで、この施設で現在やらせていただいているところでございます。

なお、今後につきましても、その他有効的な方法があるのではないかとことを随時確認しながら、今後も進めていきたいと考えてございます。

○総務課長（新井謙二） それでは、小金井市について御答弁させていただきます。

本年度におきましては、小金井市の広域支援にかかわる支援要請量といたしましては1万3,000トンでございます。御承知のとおり、柳泉園組合におきましては500トンの受け入れを予定しております。そのほか3団体において残りの部分を予定しているところでございます。来年度におきまして、小金井市におきましては1万2,500トンと、前年度より500トン減ってございます。現在、柳泉園への支援要請はございません。現在、

小金井市におきましては、多摩川衛生組合、国分寺市、ふじみ衛生組合と平成30年度の受け入れを調整しているということを聞いております。

○技術課長（佐藤元昭） 長期包括の関係の情報提供ということですが、今回漏れてしましまして申しわけございませんでした。次回からはきちんと報告するようにしたいと思うのですが、ちなみにですが、今回、長期包括で行われているのは、今まで行われていた定期点検整備補修その2に当たるところと、その中に一部、大規模補修にかかわるところも行われております。大きな設備で御説明いたしますと、給じん設備、焼却炉本体設備、こちらで火格子ですとかサイドプレート等の大規模補修に含まれている部分の部品交換をしてございます。

続きまして、灰処理設備、通風設備、煙道設備と煙突設備、集じん設備、窒素酸化物除去設備、ボイラー設備、発電設備、余熱利用設備、蒸気復水設備、純水設備、給水設備、その他設備、電気計装設備、汚水処理設備ということで、大きなところで行っております。その中のボイラー設備のところで大規模補修にかかわるところといたしまして、失礼しました、集じん設備のところですね、ダストコンベヤNo.1、No.2の更新工事をしております。次回からはきちんと御説明できるように準備したいと思います。

○施設管理課長（横山雄一） まず1点目の東久留米市との協議状況でございますが、去る11月10日に東久留米市防災防犯課長と協議をいたしております。その中で、我々の施設の状況、東久留米市の状況をお互いに情報交換いたしまして、その中で東久留米市から厚生施設について、シャワー、お風呂及び大広間等がございますので、避難所活用としての要望がございました。それを受けまして、我々としては、厚生施設は施設的にはいろんな広間等がございますので、避難所としての活用は有効である。ただ、我々といたしましては、そのような避難所運営のノウハウを持っておりませんので、その点で避難所の運営や避難者への対応は難しい状況であるということをお伝えしております。それを受けまして、最終的に、厚生施設は施設面では避難所としての活用は有効であるということをお互い共通認識を持ったところでございます。

続きまして、罹災者の浴場利用減免についてでございます。こちらにつきましては、以前からうちのほうから申し上げてございますが、災害後の浴場、お風呂に関しましては、大変重要な問題だということは認識しております。我々といたしましては、施設の運営条件が整い次第、再開はしたいと考えております。そこで、営業方法、料金の関係など具体的な条件につきましては、今後、また調査、研究していきたいと思っております。

○資源推進課長（濱野和也） 補足ということで、一言お知らせいたします。

ただいまのJFE環境株式会社におきまして、もし現状のフル稼働が何かのトラブル等で動かなくなってしまったような場合に関しましては、そのようなことも想定しながら、今後、業者との間で話し合いをしたり、ほかに施設があるのかどうか、そのような情報収集等も引き続き行っていきたいと考えております。

○3番（村山順次郎） 1点目のガス化溶融について、安定的な処理ということで、業者の方とのコミュニケーション、情報収集についてはひとつ留意して、いろんなことが起こり得ると思うのですけれども、対応についていろんな手だて、仮に受け入れてもらえなくなった場合に備えての対応ということについては留意していただきたいということだけ申し上げておきます。

小金井市のごみの受け入れについては、お話を聞く限り、来年度は予定をしていない、今のところはそういう要請は来ていないという御答弁だったと理解をいたしました。

それで、3点目ですけれども、担当課長からおわびの言葉と思われる御答弁もあったところですが、今までは地方自治法の規定もあって、一々事件にするというか、議案として提案をして、そのために必要な補足の技術的な資料も示して、我々は説明も受けて、必要があれば質問もするというやりとりをしていて、事前のやりとりは一定あったわけですが、今後は法令や条例上の規定がない中で、どこまで情報提供して、どこまでは省略をするかというところは、一定基準を設ける必要があると。私はやはり、従前の長期包括をしている前の情報提供ということはいいただきたいなど。それを質問しようと思えば、予算審議やあるいは行政報告の場を借りてするということは、議員の側からすれば、しようと思えばできるということかなと思います。どうしても議員の側も入れかわっていきますし、職員や課長も一定のペースでかわられていくということになりますと、どういう基準で議会に対して技術的な情報を提供していくのかというところは、一定何かルールをつくらないことにはいけないのかなと思いますので、その点は要望したいと思います。

私どもも、なかなか現場に入る機会もそう多くありませんし、現にどういう工事が行われているのかというのは、過去の例から想像はできますが、やはり事務局のほうから積極的な情報提供をいただかないと、何が起きているのかというのはわかりかねる部分が大きいので、そのルールづくり、一定の基準づくりについてどのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

防災のほうは了解をいたしました。お話し合いをしていただいて、人的な問題、人の対

応の問題は課題はあるものの、施設面では一定の役割というか、一定の効果があり得るのではないかというお話し合いになったということは大きな前進かなと思いますので、引き続き協議をしていただきたい。また、お風呂等の厚生施設の減免についても、これもぜひ検討していただきたい。私も他の団体の例とかも少し調べてみたいと思いますので、その点はお願いをしておきます。

再質問は、長期包括にかかわる問題だけでお願いいたします。

○助役（森田浩） 長期包括契約委託を実施する際に、大規模改修等につきましては、委託料という形の中で一括表記されてしまうので、議会側は何も参考となる資料がないのではないかという御指摘を受けましたときに、今後何らかの形で、今年度の委託費のうち、大規模改修はこの金額で、この内容の項目を行いますということについて、議会のほうに御報告させていただくことで調整はさせていただきますと答弁させていただいております。その方法として、当初予算でその旨を一覧表に出して議会に提出するのか、今議員御指摘のように、行政報告の中で年間を通して、どういう改修工事をしたとか、その都度御報告させていただくのか、また決算の中で、実績として、今年度はこういう形で総額このぐらいの委託費を支出しました、そのうち大規模改修はこういう事業内容をしてこれだけの経費がかかりましたという報告をさせていただくのか、私のほうでも調整はまだしていませんので、至急、どのような形で対応していくのかというシステム及びルールをつくりまして、再度議会のほうに報告させていただくということでさせていただきたいと思いますので、大変申しわけないが、御理解いただきたいと思います。

○3番（村山順次郎） 今助役から御答弁いただいたことは、その検討が現段階でまだこういう形での情報提供をするというふうになっていないのは少し残念な面はありますが、御説明はそのとおりだと思います。議会の議論、議会のルール上、どういう情報提供の仕方がいいのかというのは、適切なやり方というのがあると思いますので、それはぜひ検討していただきたいと思います。

質問しましたのは、契約の関係の議案というのは3定とか4定とかに出る場合が多かったので、タイミングとしてはそろそろ何がしかの御説明があるころかなと。ないなと思ったので質問したということなので、特別このタイミングでということでこだわりがあるわけではございませんので、それは適切な形で御提供いただきたいと。ただ、要望したいのは、従前の情報提供から情報が少なくなるということがないようにはしていただきたいと。何が今、柳泉園組合では工事等をされているのかということが、議会側、ひいては市民か

ら見たときにわかるようにしていただきたいということは要望したいと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

○4番（後藤ゆう子） それでは、大きく3点質問させていただきます。

まず、14ページの、9月というところで、定期点検整備補修、バグフィルター清掃を実施したとありますが、先日、市民から問い合わせがありまして、バグフィルターの清掃ってどうやっているのかという問い合わせが来まして、ものすごい有害物質を吸着しているというのはわかるのだが、それはどういうふうに清掃しているのか、また定期点検の頻度、その問い合わせがあったのですが、私がかたく回答できなかったもので、そこをわかりやすく御説明ください。

2点目が、21ページの真ん中辺、プールの施設の管理状況で、クリーンポート定期点検整備補修に伴い、蒸気が供給されないため、プールとお風呂が約半月臨時休業したとありましたが、これも私もきちんと確認すればよかったのですけれども、これはもう定例で毎年……（「毎年ある」と呼ぶ者あり）毎年ある、わかりました。では、広報だけはあらかじめどこかに臨時休業するというのをホームページとかで、例えばりゅうせんえんニュースとかで市民の皆さんになさっているのかというところを、それもされているのかもしれないですが、確認させてください。

最後に、契約のところでお尋ねしたいのですけれども、行政報告資料の2ページ、工事請負契約、粗大ごみ処理施設ごみ投入クレーン補修です。前回の定例会でこの予定価格の出し方については御答弁いただきましたのでわかっているのですけれども、これを見ますと、前年度契約からものすごく金額が上がっている。これはひょっとしたら部品が高いのかなとも思ったのですけれども、前年請け負っていただいた業者の方が、今回、応札で出してきた金額がものすごく高いのと、結局、辞退が多くて、これも不落に伴い、最低価格応札業者と交渉後、随意契約。30万円ディスカウントしていただいて契約ができたと思うのですけれども、交渉して随意契約という、この辺の経緯とか金額の乖離の辺についてもう少し詳しく教えてください。

以上3点、お願いいたします。

○資源推進課長（濱野和也） 第1点目のバグフィルター清掃とはどういうものかということに関しましてですが、こちらを清掃作業を定期的実施することで集じん設備、設備が正常に稼動することをまず目的としております。処理の過程の中で発生いたしますダスト等、今言われていますバグフィルター、またサイクロン等の堆積により、集じん、要は

性能が低下するために、そのようなダストやろ布の清掃・点検、そのような目詰まりを防止するという意味合いで、安定したごみ処理を務めるために行う作業でございます。

続きまして、粗大ごみ処理施設のごみクレーン補修についてでございますが、主な補修内容といたしましては、ごみ投入クレーンでは例年実施されていますクレーンのワイヤーロープの交換に加え、今回はクレーン操作室にございます各種操作盤のスイッチ類の交換及び支持開閉減速機の分解点検整備を実施しております。その関係で金額のほうが重なっている状態でございます。あわせて、破碎機用のホイストクレーンのボイラ・クレーン安全協会によります2年に一度の法定点検が実施されます。

契約に関しましては、5社によります入札を予定しておりましたが、事前に2社が辞退され、1回目の入札時においても1社が辞退しております。その結果、2回目の入札におきまして、2社とも辞退してしまいましたので、そのときの2社のうちの最低価格を提示しました契約業者であります富士サービス工業株式会社と協議をした結果、予定価格以内になりましたので、今回契約をさせていただきました。なお、予算算出につきましては、前年度の点検における報告書、指摘された内容等が当然書かれておりますので、来年度やる必要があるかどうか精査した上で、見積徴取を行ったり、あわせて工事内容を積算することで予算額に反映させております。（「粗大の定期点検についての御答弁は」と呼ぶ者あり）

あと、粗大ごみ処理施設の定期点検整備ですが、こちらは年1回の実施となっております。

○施設管理課長（横山雄一） 厚生施設の臨時休業の周知についてでございますが、我々の厚生施設のプール、お風呂につきましては、クリーンポートの焼却した蒸気を利用してお水を温めております。ですので、毎年10月のオーバーホール時期には約2週間ほど蒸気が供給されませんので、その期間は臨時休業とさせていただいております。

なお、周知につきましては、ホームページまたは館内掲示で対応しております。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。

バグフィルターの件ですが、聞き方が悪かったのですが、その方は、有害物質がすごく吸着したバグフィルターを柳泉園の敷地内で、多分大きさとか、人が清掃するものか、機械で清掃するものなのか、どこかへ持って行って、違うものを持ってくるのかということも何もわからないので、わからない人に説明しやすくするために、年に1回なのか、それで有害物質が多く吸着したバグフィルターをどのように取り出して清掃しているのかという

のをもう少しその方に安心していただける説明ができるような言い方にさせていただきますでしょうか。それが1点目で、厚生施設のほうはわかりました。

最後、契約の見積もりというのは、前回の議会で確認しましたら、設計業者が算定をしてきて、あと、東京都の公定価格等を参考にして積算するということでしたけれども、今後、こういうふうに入札が不落になるような懸念材料というものがあるのかということと、あと、この30万円は交渉すれば下げられるものなのか、何か一つ工程か何かを、部品のランクを下げるのか、口頭で30万円下がるものなんですかという素朴な疑問、以上2点、お願いします。

○技術課長（佐藤元昭） 今議員が御質問されたバグフィルターの関係ですが、今御説明したのは粗大ごみ処理施設のバグフィルターの清掃でございます、粗大ごみ処理施設のバグフィルターは年4回程度掃除をしております。この粗大ごみ処理施設のバグフィルター、クリーンポートもそうなんですが、掃除機のフィルターと同じようなもので、粗大ごみは主にすす、破碎後の粉じんとかで目詰まりを起こしますので、中に入ってエア吹きして、すすを払い落とすと、そういう作業でございますので、特に有害物質がどうのこうのというよりは、主にほこりということになっております。

市民からの御質問で有害物質ということだと、恐らくそれはクリーンポートのバグフィルターのことをお話しされているのではないかと思います。柳泉園組合でバグフィルターを交換するのは、これは目安ですが、おおよそ5年程度で交換いたします。その交換したものは産業廃棄物として排出して適正な処理をするということになっておりますので、柳泉園組合で掃除とか、そのようなことは一切ございません。

○総務課長（新井謙二） 契約の関係でございます。今回の粗大ごみ処理施設ごみ投入クレーン補修については毎年行っているものでございます。これらの積算につきましては、数業者から見積もりをいただいて、組合内の職員による積算をしているところでございます。新しい事業などにつきましては、コンサルによって実施設計などをしておりますので、そのような関係で空調設備の工事などにつきましては新しいものでございますので、そのような場合につきましてはコンサルにお願いをして、それをもとに予定価格などを決定しているという状況でございます。

○4番（後藤ゆう子） バグフィルターの清掃はわかりました。市民の方が心配なさっているのはクリーンポートのことでしたので、5年に一度、それは産業廃棄物として処理されて、柳泉園の中に有害なものが散らばるといったことはないという理解でよろしいですね。

わかりました。

契約の件ですけれども、ということは、また今後もこういうふうな入札がうまくいかないということはあるという理解で、今の御答弁ですとわかりかねるんですが、そういうことだと理解しましたので、もう一度そこをお願いします。

○助役（森田浩） 契約の関係につきましては、同一件名で前年が例えば240万円で、今年度が520万円の契約になっている違いについては、先ほど課長から答弁させていただいたように、前年の工種、内容に例えば各種の操作盤のスイッチ類の交換の費用が入っているとか、また、開閉減速機の分解整備を行ったとか、あと、定期点検を行ったため等、前年の工事内容とは違うため経費の変動が生じるということですが、積算方法につきましては同様でございます。業者からの見積もりを参考に、柳泉園組合の担当のほうで建設物価とか、東京都が示している単価等が適正かどうかをきちんとチェックして積算をしているということは、前年度も今年度も変わりはありません。

今回このような形で不調を重ねた結果、話し合いで30万円すぐ下がってしまうのかということの御指摘がございましたが、それはこの工種が、本来でありますと不調な場合はもう一度仕様書を変更し入札をやり直すということが正規でございますが、今回のこの工事につきましては工期的にそういう余裕がございませんでしたから、できればこの中で契約ができる業者がいらっしゃれば、この中で協議をさせていただいて契約にさせていただくというのが一番ベターでございますから、一番低い価格を示していただいた業者と、予算の範囲内でこの工事ができるか、これで契約ができるかということを協議させていただいて、協議が成立したので、今回このような形で契約を行うということでございます。一定の方法をきちんと踏みまして、結果としてこうなったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

○7番（深沢まさ子） 今の続きのお話になるんですが、契約の件で、2回不調に終わって随意契約という状況になっているわけですが、先ほどの答弁でも、本来であれば不調の場合は予定価格も含めて再検討して、再入札するのが筋だったのではないかという御答弁があって、その中で余裕がなかったというお話だったのですけれども、それは契約をこの段階でやらなければ工事請負期間が年度内に終わらなかったということで、協議の中で予定価格の範囲内でおさめてやってもらうことにしたということなのではないでしょうか。

そういうことであれば、そういうことの流れというのは今の説明でわかったのですけれ

ども、昨年の工事請負の部分と違う部分で新たにやらなければいけない工事も含めてあったということで、予定価格も昨年よりもアップをして契約をするということになったわけですが、そこの部分の見積もりの定めがやはりこの価格でできたのかどうなのかということの認識というか、実際に極東サービスが昨年は入札をしているわけですが、1回目の入札をしたときの価格とかなり予定価格との間で乖離があるという状況の中で、3社辞退しているという状況の中で、この価格ではできないという懸念が業者の中にあっただけではないかということは何となく感じるんですね。そういう意味では見積もりが適切だったのかどうなのかということと、工事の期間も含めて入札の時期が契約というところで適切だったのかという、期間内、年度内に終わるような形での工事の契約をするのであれば、その入札の時期がこれよりも前に、第1回目の入札をいつやられたのかということもあるんですが、見通しを持った形での入札が必要だったのではないかなと感じたものですから、御答弁をお願いしたいと思います。

○助役（森田浩） 当初予算を組む段階で、見積もりをとり参考にさせていただき予算に反映しております。今回のごみ投入クレーンの補修につきましては、柳泉園組合自体では設計できませんから、当然業者の見積もりをいただいております。その中ではA業者さんが、この予算の範囲内でこの内容の工事は可能ですという見積もりをいただいております。その後、機材の高騰等が生じて今回このような結果になったのか、原因は不明ですが、一応予算の範囲内での見積もりをいただいているので、予算内で契約ができるだろうと予定して、今回このような形で入札にかけさせていただいたということでございます。

○7番（深沢まさ子） これからオリンピックに関係して、さまざまなそういう建設関係の契約というのがそちらの方向に集中するというので、いろいろな自治体の施設、校舎の大規模改修ですとか、そのようなものも不調に終わっているということで、なかなか公共施設のいろいろな契約がうまくいっていない部分があると思うのですね。先ほど御答弁の中にもあったように、いろいろな部品の部分の高騰だとか、人手不足とか、そのようなもので非常に予算の見積もりの段階よりも、当初考えている部分よりも高騰している部分というのが、これからのいろいろな工事請負に関して出てくると思うので、そういう部分も含めてどのくらい余裕を持って予定価格を設定していくのかということも、どの辺がといるのもあると思いますが、それを見越した形で今後の工事請負契約の予定価格の積算をやっていただきたいなと思いますので、その辺また御答弁があればお伺いしたいと思います。

○助役（森田浩） 現在、来年度の予算編成中であります工事等の積算に当たりましては、貴重な税を使わせていただくということを念頭に置きまして、過去の実績等をいろいろ調査し、正確な見積もりを行い適正な価格を反映した予算の編成に努めていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

○8番（小西みか） それでは、何点か質問させていただきます。

まず、先ほどもありましたけれども、長期包括委託契約と、9ページにあります9月、10月あたりに定期点検整備補修ですとか、先ほども少しこれは長期にかかわるのだろうなどは思いましたけれども、1号炉のというあたりでの、以前に要求水準書でしたでしょうか、契約に当たっての大規模補修の対象設備という表もいただいておりますので、細かく一つ一つということではありませんが、今回はどのあたりのということ、まだこれから情報提供がされるということかと思いますが、この段階でも概要を少し教えていただけたらと思います。

それと関連いたしまして、先ほどの厚生施設の、後藤議員からの質問にもございましたけれども、クリーンポートの点検整備補修に伴いプールと浴場が休業したというのが、これが9ページの補修と関係があるのかなのかというあたり。あとは、この厚生施設の休業ということに関しましては、これは焼却自体がとまったということではないのかなと認識をしております、そういうことであればいいんですけれども、もし、焼却はしているけれども、プールに関係するところだけは設備がということであれば、余った熱とかはどういう取り扱いになっているのかなというところも関連するかと思いますので、御説明をいただきたいなと思います。

14ページで、不燃・粗大ごみ処理施設で10月に監視カメラの設備補修を行ったということなんですけれども、どのような内容だったのかという概要を御説明いただきたいと思います。

それと、最後に、助役から御説明がございました負担金の算出方法の見直しがこれから行われるということでの御説明の中で、大規模補修の更新事業費については3分の1ずつ負担するという方針になるということなんですけれども、そうしますと何が更新事業費なのかということが明確にされるということが大前提かと思いますが、こうしたところの資料というものは今後提示されるということになるのかについて、御答弁をいただければと思います。

○技術課長（佐藤元昭） ただいまの質問ですが、長期包括に係る大規模補修のところですが、先ほど少し触れさせていただいたのですが、まず今回の定期点検整備補修で行われた焼却炉本体設備の中での火格子関係、それと集じん設備の中でのダストコンベヤのNo. 1、No. 2、こちらが今回の定期点検整備補修の中の大規模補修にかかわる更新工事ということになってございます。ですので、要求水準書に出ている大規模補修の対象施設というところに出てくるものが、この二つの設備について補修をしているということでございます。

また、プールの休業の関係ですが、この1号炉の定期点検整備補修と関連しまして、毎年共通部分の点検整備も行っております。ですので、1号炉だけがとまるのではなく、全ての焼却施設がとまります。その関係で蒸気がプールに供給できない、そのようなことで毎年2週間程度、プールも休業させていただいているという状況でございます。

○総務課長（新井謙二） 負担金の件でございます。先ほど助役からも御報告させていただいたとおり、大規模補修費にかかわる事業の中の更新事業費については3分の1ということに明確化されたということでございます。平成29年度におきましても同様の負担金の算出方法をしておりますが、平成29年度におきましては明確化されていなかったことから、それらの負担金の見直しを含めまして大規模補修費の更新事業費については、今後10年間ですが、3分の1にするということになってございます。その大規模補修費の更新事業費につきましては、以前にも議会の中でも御提出させていただいたとおりでございます。柳泉園組合のクリーンポート長期包括事業の契約後の支払い予定額ということでございます。その内容につきましては以前、議会のほうにも御提出させていただいた内容とは変わってございません。

大規模補修費につきましては、支払い方法は平準化をするために平均化しております。平成30年度以降におきましては同額でございます。税抜きで1億9,624万5,000円が3分の1になるということでございます。

○資源推進課長（濱野和也） 3点目の監視カメラ設備補修に関してでございますが、これは現在、不燃・粗大ごみ処理施設に設置しております、今まで設置しております監視カメラの交換と、あと新たに1台、クレーン操作室に監視用のカメラを増設しています。これを行うことによりまして、現在行われています不燃・粗大ごみ処理施設内でのごみの処理を監視することができるということで、このようなことで今回、設備補修を実施しております。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

まず、9ページの件なんですけれども、先ほどの御説明で、あと大規模補修の対象設備というのを対比いたしますと、ごみクレーンとか火格子とか灰処理設備、ボイラー、ダストコンベヤというあたりが先ほどの御説明だと該当するのかなと思ったのですが、それ以外の共通設備、発電設備、純水設備及び汚水処理設備、これも長期包括の対象になっているものということなのか、そこについても確認をさせていただきたいと思います。

それと、それに関してのプールと浴場ということはわかりました。これは共通設備ということで、全てとめないということ、行われる必要があるということで行われているということなんですけれども、そうしますと焼却自体をやらないということは、2週間分のごみはためておくことができると逆に考えていいということなんですか、確認をさせてください。

それと、負担金に関しましては、先ほどの御説明では、大規模補修の中で更新事業費と更新事業費以外のものがあるという、何かそういうニュアンスに捉えてしまいまして、今の御答弁ですと、大規模補修のこと全てが更新事業費と御説明いただいたものだということで認識、要は大規模補修として契約している部分、そこが全てその合計額の3分1ずつの負担という考え方でよろしいということなのではないでしょうか。確認をさせていただければと思います。

それと、監視カメラに関しましては、これまでよりもより安全に作業ができるような形で交換もしつつ、クレーン操作室にも設置をされたということで、そういうことかと思えますけれども、それで考え方としてはよろしいのでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） 大規模補修の中に今御質問された汚水処理施設のほうも今年度から含まれております。

2週間程度、焼却をやめることについてのごみの受け入れなのですが、こちらはとめることがわかっておりますので、それなりに処理量をふやして、ごみピット内を少なくして受け入れられるような体制を整えております。その後、やはり当然ごみの量がふえてきますので、現在、3炉運転を行って、ごみのたまったものを減らしている状況でございます。

続きまして、大規模補修ということで一くくりになっておりますが、その中での施設の更新とそうでないものがございますので、大規模補修の中に更新工事も含まれているということでございます。

○資源推進課長（濱野和也） 既存のカメラの交換、あとクレーン室に今回1台というこ

とで、これはモニターですね。テレビ画面を置きまして、現場のほうに1台カメラを設置しまして、処理の状況を把握できるという形になっております。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

最初の9ページの設備関係の補修については、大規模補修の対象設備という中で、共通設備、発電設備というのがどれに当たるのかがよくわからないのと、純水設備というのもどこかよくわからないので教えていただきたいのと、汚水処理というのも見つけにくいなと思いますので、そこも、これにさらに追加になっているという部分ということなのか、そうであったらそういう御説明でお願いできればと思います。

それと、ごみの2週間の分については了解いたしました。そういう形であれば3炉フル稼働という形で処理をするという中で、こうしたことを年に1回行えているということで、逆に3炉はやはりないといけないという時期があるんだなということもわかりました。ありがとうございます。

更新事業費については、大規模補修の中の更新事業費の部分は、これは別に何かごみ処理量とかに関係するものではないということで、3分の1ずつの負担になるということで、今後、負担金の計算方法がそのように変わるということで、これも了解いたしました。

あと、監視カメラに関しましては、今までも何とかない中でも安全を十分に配慮した中でやっていただいていたということだと思いますが、やはりより安全性を確保していかないとということで、作業していらっしゃる方の人命にもかかわるということもあるかと思っておりますので、こうしたところは必要最低限ということになるかと思っておりますので、今後もし必要だということで安全性が確保されるということがあれば、こういうところにはお金を使っていくということは逆に必要なのではないかなと考えておりますので、今後もうどこに危険なところがまだあるのかといったところは把握していただければと思います。

最初の長期包括のところと要求水準書の対象設備との関連性ということで、御説明をもう一度いただけたらと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 汚水処理設備ということですが、こちらは従前、毎年やはり定期点検整備補修ということで契約をさせていただいたものでございまして、今回は長期包括のほうに含まれてきたということでございまして、施設を運営するに当たり、どうしてもやはり汚水が出てきます。それを処理して、きちんときれいな状態にして排水するという設備でございまして、そちらのほうも含まれているということでございます。

また、共通設備というのは、3炉ありますが、その3炉に対して1つしかない設備ということでございます。例えば発電設備、あと余熱利用設備ですね。純水設備ですとか、1号炉、2号炉、3号炉にそれぞれ一つずつついているものではなくて、3炉まとめて一つで見ている施設が共通設備となります。そちらについては年に1回、やはり点検整備をする関係で、毎年10月にそのような補修工事を行っているということでございます。

○助役（森田浩） 補足させていただきます。今回、長期包括契約が7月から実施されたことに伴い、本来の記載方法をわかりやすくすべきだと、今になって大変申しわけないんですが、そのように考えておまして、例えば今回の記載につきましては長期包括以前と同様な形式で記載していますから、内容がわかりづらいということは大変申しわけないです。これからにつきましては、例えば大規模補修のうち、補修費、大規模補修に分類された補修費はこの部分、そのうちの更新費はこの部分だということで、それを分けて記載できるかどうか検討させていただきます。

○議長（田中のりあき） 小西議員、よろしいですか。

○8番（小西みか） はい、わかりました。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようですので、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（田中のりあき） 「日程第5、議案第17号、平成28年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第17号、平成28年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年10月2日から12日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の小西監査委員により、平成28年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろ

しくお願い申し上げます。

○議長（田中のりあき） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

まず、平成28年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをごらん願います。

歳入歳出予算現額32億5,303万5,000円、歳入決算額33億839万3,462円、前年度に比べ3,747万9,355円、1.1%の増、歳出決算額28億7,317万2,700円、前年度に比べ1,262万134円、0.4%の増、歳入歳出差引残額4億3,522万762円となり、同額が翌年度へ繰り越しとなります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。歳入についてでございます。

主な歳入について御説明させていただきます。

まず、款1分担金及び負担金は、収入済額16億6,136万4,000円で、前年度に比べ1億2,697万1,000円、7.1%の減でございます。関係3市の負担金につきましては備考欄に記載のとおりでございます。3市からの負担金は歳入決算額の50.2%を占める割合でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料、収入済額4,975万2,800円で、前年度に比べ16.3%、約970万円の減でございます。減の主な理由といたしましては、プール棟の大規模改修工事のため、プールやトレーニング室など半年間使用できなかったことによるものでございます。節1野球場使用料から節6テニスコート使用料までの各施設の使用料は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額5億2,861万1,475円で、前年度に比べ0.5%、約270万円の減でございます。

次に、款3国庫支出金の収入済額118万8,000円は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で、これにおきましては放射性物質汚染対処特措法に基づき毎月1回行っている焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定に対する補助金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらん願います。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の収入済額は2,513万4,000円で、定年退職者1名分の退職手当に充当したものでございます。

次に、目2環境整備基金繰入金の収入済額は3億円で、厚生施設プール棟等大規模改修工事費には、スポーツ振興くじから7,004万7,000円の助成を受けたことから、この3億円のうち、2億9,904万9,000円を充当したものでございます。なお、繰入金3

億円と充当額との差額分95万1,000円につきましては、平成29年度へ繰り越しておりますので、本年度中に差額分は環境整備基金へ積み戻しの手続を行う予定でございます。

次に、款6繰越金の収入済額4億1,036万1,541円は平成27年度からの繰越金で、前年度に比べ25.5%、約1億4,000万円の減でございます。この繰越金には、平成28年度の負担金で精算した私車処分費約2億210万円が含まれておりますので、差し引き2億824万円ほどが純然たる繰越金となります。

次に、款7諸収入、項2雑入の収入済額は3億3,109万8,439円で、前年度に比べ7.8%、約2,390万円の増でございます。この主な増でございますが、まず節1に記載のとおり、アルミ缶やスチール缶、ペットボトル、古紙・布類及び生びんの売り払いで、こちらは前年度に比べ8.4%、約1,410万円の減となっております。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

11ページ上段の備考欄に記載のとおり、平成20年度の2カ月分のアルミ缶プレス売払代金の未納額956万6,458円につきましては収入未済額となっております。

次に、節2回収鉄等売払の収入済額は1,026万4,986円で、その内容は備考欄に記載のとおり、粗大ごみ処理施設の磁選機などにより回収された鉄の売り払いや施設の補修により発生した鉄類等の廃材の売り払い、また焼却灰の中から回収したくず鉄の売り払いで、前年度に比べ9.6%、約100万円の減でございます。

次に、節3電力売払の収入済額は7,754万3,810円で、クリーンポートで発電した電力の余剰分の売り払いで、前年度に比べ32.1%、約3,660万円の減でございます。

次に、節7その他雑入の収入済額は8,467万3,359円で、その内容は備考欄記載のとおりで、主なものはスポーツ振興くじ助成金で、これは厚生施設プール棟等大規模改修工事に伴うものでございます。また、ペットボトル有償入札拠出金等の613万5,196円は、指定法人ルートで処理したペットボトルに対する公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金でございます。また、建物災害共済金の815万8,773円は、不燃・粗大ごみ処理施設の破砕機等で発生した爆発事故により損傷しました施設の修繕料に対する保険金でございます。

歳入関係につきましては以上でございます。

続きまして、歳出についてでございます。

12、13ページをごらんください。主な歳出について御説明させていただきます。

まず、款2総務費、目1人件費の支出済額は1億4,391万6,042円で、前年度に比

べ2.4%、約350万円の減で、これは退職手当が減となったことが主な理由でございます。

続きまして、14、15ページをごらんください。

目2総務管理費の支出済額は1億2,644万7,616円で、前年度に比べ62.9%、約2億1,400万円の減で、主な減の理由でございますが、16ページ、17ページをごらんください。下段の節25積立金で、環境整備基金への積立金2億円が減となったことによるものでございます。

続きまして、18、19ページをごらんください。

目3施設管理費の支出済額は1億1,184万4,661円で、前年度に比べ150.5%、約6,720万円の増で、主な理由は、節15工事請負費で、備考欄記載のクリーンポート建築設備用システム更新工事5,346万円と、次のページ、21ページでございます。上段備考欄記載のクリーンポートごみピット自動火災検知装置更新工事1,333万8,000円によるものでございます。

20、21ページでございます。

目4厚生施設管理費の支出済額は5億121万1,326円で、前年度に比べ272.4%、約3億6,660万円の増で、主な理由でございますが、22、23ページをごらんください。節15工事請負費で、備考欄記載の厚生施設プール棟等大規模改修工事費約3億6,900万円によるものでございます。

続きまして、24、25ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費の支出済額は12億6,762万5,217円で、前年度に比べ12.1%、約1億7,480万円の減で、主な減の理由でございますが、26、27ページをごらんください。節15工事請負費で、備考欄記載のクリーンポートプラント制御用電算システム整備工事が前年度の一期工事より約2億6,000万円減となったことによるものでございます。

ごみ管理費の不用額でございますが、恐れ入りますが、前ページの25ページをごらん願います。ごみ管理費の不用額は6,050万8,783円で、主な不用額ですが、節11需用費では、備考欄記載の消耗品費で約1,840万円、燃料費で750万円、光熱水費で約1,810万円、修繕料の定期点検で約820万円、また、節13委託料の不用額490万円は備考欄記載の各種業務委託の契約差金でございます。

次に、26、27ページをごらんください。

中段の目3 不燃ごみ等管理費の支出済額は2億443万1,233円で、前年度に比べ21.2%、約3,570万円の増で、主な増の理由は、28ページ、29ページをごらんください。上段の節15 工事請負費で、備考欄記載の粗大ごみ処理施設屋外変電設備更新工事1,998万円によるものでございます。また、不燃ごみ管理費の不用額3,084万8,767円の主な理由は、同更新工事の契約差金でございます。

次に、目4 資源管理費の支出済額は1億1,312万430円で、前年度に比べ3.7%、約430万円の減で、その主な理由は、節11 需用費で備考欄記載の修繕料の定期点検で、リサイクルセンター定期点検整備の項目が減となったことによるものでございます。資源管理費の不用額は510万1,570円で、主な不用額ですが、節11 需用費で、備考欄記載の光熱水費で約138万円、修繕料の一般では約141万円でございます。

次に、目5 し尿管理費の支出済額は3,587万1,437円で、前年度に比べ5.5%、約210万円の減で、その主な理由は、節11 需用費で、備考欄記載の一般修繕料が減となったことによるものでございます。また、不用額は820万9,563円で、主な不用額は、節11 需用費では、備考欄記載の光熱水費で約380万円、また委託料では、備考欄記載のし尿処理施設運転業務委託で約260万円、これは入札を行ったことによる契約差金でございます。

次に、款4 公債費の元金・利子合計の支出済額は1億1,833万2,121円で、前年度に比べ27.3%、約4,440万円の減。これはクリーンポート建設時、平成12年度に借り入れをした起債の償還が完済したことによるものでございます。これによりまして、クリーンポート建設にかかわる起債の償還は全て完済をしております。

なお、平成28年度末の未償還元金は3億7,692万5,815円でございます。

続きまして、30ページ、31ページをごらんください。

款5 予備費は、予算現額2億3,831万2,000円で、同額が不用額となり、全額平成29年度へ繰り越しをしております。

なお、この予備費には、関係市の負担金から精算する私車処分費1億9,012万円が含まれております。

歳出関係につきましては以上でございます。

次に、32ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。内容は表に記載のとおりでございます。

次に、33ページは財産に関する調書でございます。

34ページから37ページにかけて公有財産の土地及び建物で、年度内の増減につきましては36ページ、37ページをごらんください。

中段記載の厚生施設関係の建物で、老朽化のためテニスの倉庫を撤去したことにより、4.9平方メートル減となっております。

次に、38ページから48ページにかけて公有財産の工作物で、年度内の増減は、粗大ごみ処理施設の屋外変電設備の更新により6点が増減となり、また厚生施設では、プール棟等の大規模改修により14点の増、20点の減となっております。それらの記載につきましては48ページをごらんください。工作物の合計は20点の増、26点の減となっております。

次に、49ページをごらんください。公有財産1点30万円以上の物品で、年度内の増減ですが、車両関係では乗用車1台をリースにしたため1点の減、施設関係ではトレーニング室の機器をリースにしたため7点の減、合計で8点の減となっております。

次に、50ページをごらんください。基金でございます。各基金の年度末残高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高は表に記載のとおりでございます。

次に、51ページは歳入歳出決算参考資料でございます。

参考資料は、52ページから60ページにかけてまとめたものでございます。御参照いただければと思います。

なお、平成28年度における主要な施策の成果につきましては、「平成28年度事務報告書」として別にまとめておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

補足説明につきましては以上でございます。

○議長（田中のりあき） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日は、安藤代表監査委員が御出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（安藤純一） 監査委員の安藤でございます。

平成28年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算の審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の小西監査委員と私は、例月出納検査を都合4回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成28年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、証票等の関係書類、帳簿とも完全に整備されており、平成28年度の決算は正確であることを証明いたします。

平成29年11月24日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく小西みかでございます。

なお、審査の意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（田中のりあき） なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略をさせていただきます。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより質疑をお受けいたします。

○2番（佐藤一郎） 御説明ありがとうございます。

それでは、何点か質問させていただきます。

まず最初に、この予算書自体についてですが、昨年度と見比べて、歳入の款がございますが、例えば昨年度は繰入金というのが、今年度は款5になっているのですが、去年は款7になっていたりとか、その辺は違いがあるのは、これは統一したほうがいいのではないかとも思うのですけれども、それに対してそうになっている理由をお伺いいたします。

それと2点目が、これも歳入のところなのですけれども、売電のところ、電力の売り払いがかなり金額が下がっているのですが、その理由をお伺いいたします。

それと、決算で少し申し上げたいのですが、私も柳泉園組合の運営に関してはあまりよくわからないところがあるのでお聞きしたいのですが、人事評価というものは今、組合ではどういうふうにされているのかということをお伺いいたします。

以上3点です。

○総務課長（新井謙二） まず、決算書の中の歳入の款の番号でございます。当初予算のほうで退職給与基金の繰入金や、またその他の基金の繰入金の計画がない場合ですと、その項目がなくなってしまいまして、仮に途中で退職者が出た場合につきましては、一番最後の7という状況になってきますので、それらにおきましては今後は、退職者が全く出ないということは考えられないということをお考えまして、定年退職者がいない場合におきましても1,000円ということで予算措置はとらせていただいて、番号ができるだけ変わらないような方法をとらせていただきます。

○技術課長（佐藤元昭） 売電価格が大幅な減ということでございますが、こちらにしまして最大の要因は売電単価が下がったということでございます。こちらにしましては、

福島原発事故以来かなり単価が上がっておったのでございますが、原子炉の関係で原子力発電所が動くことにより、年々単価が下がってきております。現状ですと、原発事故以前の単価にはほぼ戻ってきてはいるのですが、今後の状況についてはなかなかはかり知れないところがあるという状況でございます。

○総務課長（新井謙二） それでは、人事評価制度についてでございます。

このことにおきましては、地方公務員法の改正によりまして人事評価制度の実施が義務づけられたことに伴いまして、柳泉園組合におきましても当該制度を導入するために関連する規定を制定してございます。また、当該制度の実施要領といたしまして、東久留米市や他団体の状況を参考にしたガイドブックを作成したところでございます。

この制度実施に当たりましては、評価者、被評価者に対しましては研修を行っております。平成28、29年と研修を行っております。また、平成30年におきましても研修を行っていきたくて予定をしております。

評価につきましては、2回の面談を行い、評価基準に基づきまして、一般職におきましては所属課長と事務局長がそれぞれ評価をし、確認は助役が行うことになっております。また、管理職におきましては事務局長と助役が評価をし、管理者が確認者となっているところでございます。この評価の活用におきましては、勤勉手当におきましては平成30年度から、昇給におきましては平成31年から、昇任・昇格の選考におきましては平成32年度からそれぞれ反映していく予定でございます。

○2番（佐藤一郎） わかりました。ありがとうございます。

最後のところだけですが、人事評価制度はそうしますと東久留米市と同様のような形になっていらっしゃるのかなと思ったのですが、その1点だけ確認をします。

○総務課長（新井謙二） 人事評価制度の内容におきまして、先ほど申し上げたガイドブックにおきましては、東久留米市、他団体等の状況を参考にしておりますが、東久留米市と全く同じものではございません。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

○4番（後藤ゆう子） では、2点お伺いいたします。

1点目が11ページの雑入のところの備考欄で、平成20年度アルミ缶プレス売払未納による収入未済額という記載がありまして、これも一度か二度か議会でも取り上げられて、この会社に至ってはもうその場所にはないような御答弁があったかと思うのですが、監査委員の方からも引き続き回収に努めていただきたいとなっているのですけれども、これはそ

の場所に会社がないようなことをおっしゃられたと思うのですが、この間、何か回収に努力されたのか、何かなさったのかということと、何年このまま置いておくのか、あと、考えられる処理の方法、会計上のルールがあるのかという、この点について1点目として伺いたします。

2点目が25ページのごみ管理費の需用費の不用額です。大変額が大きくて、補足説明の中では消耗品費が当初よりも低かったということで、不用額にかなりの金額が出ていると思うのですが、予算の見積りの精度を上げるためにここを何とかしたいのですが、基本的な質問なんですけれども、ごみ管理費の需用費の消耗品費というのは一体どのようなものなのかということをお聞かせください。

以上2点、お願いいたします。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、まずアルミ缶プレスの未納に関して、経過ということでまずは御報告いたします。

平成21年の1、2月のアルミ缶プレスの売り払い代金の未納につきましては、平成22年7月に銀行債権の差し押さえを行った後、翌年の平成23年2月に換価取り立てということで410円の回収を行っております。

その後の経過といたしましては、平成24年5月以降、エル企画との電話連絡は全くとることができておりません。また、顧問弁護士であります中村法律事務所から送られてきます登記簿情報に記載されております代表取締役も、平成22年8月以降、変更がございません。また、その住所に記載されています代表取締役の自宅まで実際に行ってみましたが、そこには別の方が住んでおまして、結果的には現在、代金の回収までには至ってございません。

なお、ことし、入間市にありますエル企画の旧事務所及び青梅市にあります旧リサイクルセンターがあった場所へ現場確認に行っておりますが、他社の駐車場等として既に利用されておまして、同社の関係者などとは接触はできておりません。ただ、今後も引き続き、弁護士と相談しながら対応させていただきたいと考えてございます。

あと、この決算書におけます九百何十万円というこの記載なんですけど、これは基本的には10年と伺っております。

○技術課長（佐藤元昭） 技術課の不用額でございますが、消耗品がかなりの金額になっているということでございますが、こちらに関しまして、機械油代、あと薬品代がございます。こちらは入札による結果、当初の予算時の見積金額よりも下がったことと、さらに

使用量の減で、こちらだけで約1,840万円程度不用額が出てございます。また、補助燃料として都市ガスを使っているのですが、こちらに関しましては効率のよい運転をすることで都市ガスの使用量が減ったことにより、当初予算から約750万円ほど減となっております。

また、光熱水費なんですけど、電気代でございます。こちらは売るほうも安くなっているのですが、買うほうも安くなっております。その関係と、あと上水の使用量の減で、両方合わせて1,810万円程度の減となったということで、入札による単価の減と、効率のよい運転をすることによって薬品ですとか電気使用量が減って、需用費の不用額が大きくなったということでございます。

○4番（後藤ゆう子） まず1点目の未納の件はわかりました。ということは、10年でこの記載がなくなるということですが、来年からはもうなくなる、10年たつからなくなるということで、この金額は帳簿上はなくなるとなると、どこに入るのかというのを教えていただけますでしょうか。

あと、不用額についてはわかりました。薬品とか機械の油が入札でこれだけ金額が変わるというのはわかったのですけれども、ではこれはもうこれ以上予算の精度を上げるのは難しいと考えてよろしいのかということだけもう一度確認させてください。

○総務課長（新井謙二） アルミ缶プレスの収入未済額の件でございますが、10年といえますのは最後に換価した410円が平成23年度ですので、それから10年ということが時効でございます。ですので、平成32年度までは決算に載るということでございます。失礼しました、平成33年度まででございます。

○議長（田中のりあき） 帳簿上の扱いも聞いていなかったですか。

○総務課長（新井謙二） 大変失礼しました。帳簿上の関係と、あとこちらの記載の状況でございますが、現在、収入未済額となっておりますが、その隣の不納欠損額ということで、今後、平成33年度まで回収されなかった場合におきましては、ここに950万円ほどということで記載されるということでございます。

○技術課長（佐藤元昭） 今御質問のありました機械油だとか薬品の契約による差額ですが、こちらは今年度7月から包括に移行しますので、移行する前の4月、5月、6月分についてはこういうことが出てこようかと思いますが、7月以降はこのあたりは全て包括のほうに含まれておりますので、こういう御報告はできなくなってくるということでございます。

○4番（後藤ゆう子） わかりました。

○議長（田中のりあき） よろしいですか。

○4番（後藤ゆう子） はい。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はありませんか。

○6番（たきしま喜重） 予算にも直接かかわっていなかったのと、今回初めてこの決算書というのにかかわらせていただいたもので、初歩的な質問であるかもしれないのですが、大きく1点だけ、支出のほうの予備費のことなんです、2億3,800万円という全体の予算の中でも非常に大きな金額がここで予備費として押さえられているのですが、そもそもこれは何の目的でこれだけの金額を予備として積み上げられていたのかというところ、それと御説明もそんなことが気になっていたもので聞いていたのですが、1.9億円の負担費が含まれているのですとか、その辺の御説明もあったのですが、その辺が流れというか、一連のものがよくわかりません。また、繰越金にも影響するのかなというふうにも少し思っていたんですが、その辺、詳細をもう少し教えていただけないでしょうか。

○総務課長（新井謙二） 決算額の予備費についてでございます。

本年度におきましては先ほど申したように、2億3,800万円ほどということでございますが、この中には私車処分費の精算額というものが入ってございまして、当初予算におきましては私車処分費の予定額を計上いたしまして、純然たる組合の予備費としましては2,000万円ほどでございます。その額が補正予算等により予備費が膨らんだことによりまして、今年度の決算額は2億3,800万円でございます。このうち、私車処分費の予定額といいますのは、翌年度に繰り越しまして、翌年度の歳入部分から負担金と精算するものでございますので、今回の平成28年度の決算額といたしましては翌年度でございますので、こちらにおきましては平成29年度の当初予算で精算をしているものでございます。

そのような関係で、歳出につきましては予備費のほうに私車処分費として予定額を計上し、また歳入の繰越金におきましては当該年度の関係市の負担金から精算する私車処分費を両方載せているということでございます。そんな関係でございまして、純然たる予備費といたしましては、当初予算におきましては2,000万円ほどでございます。

○6番（たきしま喜重） ありがとうございます。

ごめんなさい、説明がよくわかりづらいですね。純然たるものが2,000万円だということであるのであれば、初めて見ると非常に大きな金額が予備費で計上されていて、全額が不用額になっているというのは非常におかしな予算書であり、決算書になってきている

のかなと単純に思います。ただ、いろいろな形の中でのこういう形になっているのだろうということでは理解させていただきたいと思うのですが、非常にやはり大きな金額です。普通、予備費というと3%だ、5%だとかよく言われる中でも、10%まではいかないまでもそういう形でございますので、何となくもう少し改善をするべきなのではないかなと、勝手に個人的には今思うのですが、もう少しこの辺勉強させていただきたいと思いますし、御説明をもう一回いただけるのであればお願いしたいなと思います。

○総務課長（新井謙二） まず、私車処分費でございますが、行政報告の中で公車、私車ということで記載をしております。公車におきましては関係市が行政収集したものでございます。私車におきましては一般家庭が直接柳泉園に搬入されたものや、事業者が一般廃棄物を直接柳泉園に持ち込んで処理したもの。そのときにごみ処理手数料として1キログラム38円を徴収しております。このごみ処理手数料の中には組合で中間処理する部分と、あと最終処分費がこの中に、38円に含まれております。最終処分費におきましては、柳泉園が負担するのではなく、関係市が直接、東京たま広域資源循環組合に負担をしております。そんな関係で、私車処分費というのは組合で一時お預かりをしているような関係でございますので、その預かった部分について当該年度の負担金で精算をしておりますので、予備費に計上分と繰越金に計上されているものの金額は関係市の負担金の計算式には何ら影響がないということでございます。

これらのことにつきましては、先日の負担金の見直しのときにおきましても幹事会の中で議論はしたのですが、結果といたしましては関係市の負担金に何ら影響がないということと、従前から歳入、歳出ということでやっていたという関係で、この方法についてはそのままということで決定になってございます。今議員から御指摘がありましたので、再度そのような幹事会や事務連絡協議会ではまたそのようなことで協議をしていきたいと思っております。

○6番（たきしま喜重） わかりましたというか、結局その御説明で決算書とかが一般に出てきたときに、理解できる方がどれだけいるのか全くわかりません。こういうところの部分は、今の御説明、答弁は聞いていても、私が質問している部分で、この金額は何でこんなに大きいんですかというところに対して、直接の答えになっているのかという部分では少し理解に苦しんでおります。全部監査のほうもきれいに通ったものの中で何の問題もないんだということは理解いたしましたので、この質問はここで終わらせていただきたいと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑は。

○7番（深沢まさ子） 大きく言って3つあるんですけども、今、決算の御説明をしていただいた中で、歳入の部分では負担金や売電収入とかそのような部分が減少になっているもとで、支出も工事請負費の部分での差金がかかなりあって、そこの部分で減少になっているというところのことで結果的に事業規模がそれほど大きなものがなかったということでの黒字の決算という評価になっているのか、この黒字の決算になっている評価がどういうものなのかお伺したいと思うのです。

単年度の収支でも黒字になっているというところが、前年度と比較してどういう状況になってこういう決算額になっているのかという分析があれば教えていただきたいのと、先ほどの行政報告の中にも来年度において負担金の算定の見直しをとという話もありましたけれども、監査委員の意見書の中で、16ページのところですが、「むすび」というところで、今後、クリーンポートの大規模補修や不燃・粗大ごみ処理施設の更新及びリサイクルセンターの改修などの費用が予測されるので、関係市への新たな負担を生じさせる可能性があるという文言があるんですけども、この分担金の部分について、来年度の予算のこれから編成をしていく時期になると思うのですけれども、この分担金の見通しが今後こういう更新の時期も迎える中でどういう計画を今考えていらっしゃるのか、この平成28年度決算との関係を見てもどういう方向で今後、分担金がふえるのか、今後も減少していくのかということも含めてお伺いをしたいと思います。

最後ですけれども、このむすびのところにあります「長期的な課題としては、清柳園の処分や活用方法について、さらなる情報収集等を行う必要があると思われる」とも書いてあるわけですが、清柳園がある場所の近くに新興住宅がかなり建っておりまして、御近所の方から、敷地内に小学生の子供が立ち入りして、遊んでいるようだという報告も受けているのですね。清柳園が運転しなくなって閉鎖という状況になって、そのままずっとあそこにあるわけですが、安全面という部分でかなり老朽化もしていますし、倒壊のおそれがないのかとか、そういう心配もあるんですね。もちろん、清柳園の施設が旧建築基準法に基づいておそらくつくられている施設だと思うので、耐震の面だとか大きな災害につながるようなことになってはいけないかなとも思っているわけで、当面のやはり安全対策はとっていただきたいということと、この処分や活用方法というのがどのようなものを今検討されているのかも含めてお伺いできればと思います。

○総務課長（新井謙二） まず、決算意見書の中の単年度収支額においては黒字になった

ということで、これの一番主な要因でございますが、恐れ入りますが、決算書の歳入の11ページの備考欄に記載しております。下段のその他の雑入でございますが、この中で、平成28年度スポーツ振興くじ助成金が7,000万円ほどでございます。これにおきましては当初の計画では3,000万円ということで計画をしておりましたが、結果的には7,000万円ということで4,000万円ほど当初よりふえたということが一番の要因だと思っております。

また、将来の負担金についてでございますが、大規模改修工事に当たりまして、大規模改修期間といいますか、長期包括期間におきましては財政フレームとして提出しておりますが、その中には粗大ごみ処理施設の更新とかりサイクルセンター、し尿関係の計画については一切しておりません。そのような計画については今後、このような計画をしていく段階なのですが、決算書の基金の状況の中でございます。50ページでございます。こちらにおきまして、特目基金3基金の残高がございます。その中で、粗大ごみ、リサイクルセンター、し尿処理関係の更新費やそのようなものに充当するために、一番下段の施設整備基金というものを設けてございます。現在、6億5,000万円ほどございますので、このような基金を活用してできるだけ関係市の負担金につきましてはアップしないようにということで考えております。

○施設管理課長（横山雄一） 清柳園の件でございますが、現在、安全対策といたしましては、敷地に金網のフェンス、工場建屋周辺には鋼板の設置をして、立ち入りができないような状態になってございます。そこを定期的な見回りを行うことで施設の管理に努めているのが現状でございます。議員おっしゃったように、周りに住宅地がふえていることもあり、景観的な問題、また安全性の問題は認識しているところでございますので、現在、課内で調査、研究している段階でございます。今後、敷地の跡地利用や解体方法なども含め、関係市と協議、調整を図りながら対応に努めていきたいと考えております。

○7番（深沢まさ子） 決算の分析についてはわかりましたが、基金の部分で、今、施設整備基金の部分で老朽化に伴う更新の部分を行っていくというお話でしたけれども、今、6億5,300万円ほどあるわけです。これは毎年更新にかかる部分がどのくらいのその費用がかかるのかということもあると思うのですけれども、年次計画を立てていただいて、積み立てを毎年どのくらいしていくのかということも見込んだ上で、やはりいつの時期にクリーンポートや不燃・粗大ごみ処理施設の更新を行うのかということを確認していく必要があるのかなと思っておりますので、ここは今、負担金の部分のアップはしないようにとい

うお話でしたけれども、それが一番望ましいわけですが、やはり老朽化している建物の中で施設整備がやはりここでやらなければならないとなったときに、この基金では心もとないとなった場合の予算の組み立てという部分もあると思うので、ここはいつの時点でリサイクルセンターや不燃・粗大ごみの部分の改修をしていくのかという明確な目標も持っていただいて、そこに向けてどのように基金も積み立てていくのかという方向性もしっかり持って研究をしていただきたいと思います。

清柳園のところですけども、定期的な見回りもしてくださっているというお話ですが、どのような頻度でやっていただいているのかということと、やはり活用方法というところでは今すぐにどういうものがあるという部分がないとは思いますが、やはり安全面のことを考えると、あそこにあることによってのいろいろな大きな事故につながるようなことや、防犯面でもどうかという部分もあるので、中の敷地の部分の倒壊のおそれがないのかどうかという調査の部分だけでも早急にやっていただくことだとか、フェンスの設置などもしていただいているということですけども、立入禁止の看板ですとか、わかりやすい形での明示も含めてしていただければと思いますので、答弁をお願いします。

○助役（森田浩） 1点目の長期的な柳泉園における財政フレームにつきましては、長期包括事業が導入された際に考えられる事業費を算定しまして、15年間の財政フレームを作成したところでございます。その中で特に留意したのが、負担金が急激に増減しないということで、どのような方法がとれるだろうかということでいろいろ内部的に検討した結果、大規模改修等を行うことによって、年度間における工事費の大小の差が基本大きくて、それに伴って負担金が年度間で非常に大きい年度や小さい年度がある場合が想定されたものですから、その支払い方法を均等化することによって負担金は年度間を均等化して、なるべく増減がないような形で今の財政フレームをつくって、基本的には現在の負担金の額を3市ともあまり上回らないという計画の中で財政フレームがつくられております。

その中に今、柳泉園が抱えている課題の中の大きな課題でありますリサイクルセンター、また粗大ごみ処理施設の改修というのが今考えられるわけですが、その時期、内容につきましては、例えば現在、東久留米市で有料化が図られまして、今後、ごみの搬入動向がどうなるだろうかということもまだ固まっておられませんから、その辺がある程度一定化された段階でどのような規模のリサイクルセンターなり、粗大ごみ処理施設を計画したらいいのかということで、効率的な計画を立てるということで今、内部的に検討しています。そのため、その段階でなるべく双方にも負担金を大きくしないように、例えば、粗大ごみ処

理施設だけだと補助金がもらえませんから、リサイクルセンターと一緒に併合して建設した場合には補助金の対象になりますから、補助金の充用をしてなるべく負担金の影響を少なくすることも考えられるということで、その辺も含めて考えております。

それから、先ほどの基金の積み立てですけれども、剰余金等が出ましたときにはその辺も踏まえながら、基金になるべく定期的に積み立てていき、将来的な財政の均等化を図るための財源にさせていただくということも考えなければいけないのではないかと、ある程度、今後いろいろ3市のほうとも協議させていただいて、その辺は詰めていきたいと思っております。

それから、清柳園の関係ですが、あそこを土地利用まで考えますと、非常に大きな問題がいろいろ出てきますから、当面考えられることとしましては、今あそこの建物が非常に老朽化しておりますから、その解体をどのような方向で可能なのか、内部的には今、関係する、例えば東京都のほうとか、その辺に内々的には協議をさせていただいております。今後、3市のほうとも将来的なことも含めて、事務連絡協議会等の中で具体的に検討する段階に来ているのかなと思っておりますので、なるべく早い時期のうちにその辺を机上に乗せていきたいと思っております。ただ、今議員がおっしゃったように、お子様が中ということも発言がございましたので、基本的には入れないようになっているので、どのような形で中に入られたのかということをよく調べてみまして、絶対あり得ないことなので、今後そのようなことが発生しないような管理状況に努めていきたいと思っております。

○施設管理課長（横山雄一） 清柳園の定期的な見回りの関係でございますが、我々としては年4回実施しております、あと日常的には清柳園の敷地の一部を清瀬市の清掃担当にお貸ししている状況もございますので、そちらの担当の協力を得ながら日常管理に努めているところでございます。

また、議員おっしゃる調査の関係につきましては、今後、調査、研究していきたいと思っております。

また、子供が入っているという関係で補足させていただきますと、夏場、あそこの前にプールがあるのですが、プール開催時には駐輪場として手前の一部をお貸ししている状況がございます。そこで中に入ることはございますので、その辺も含めまして確認はしていきたいと思っております。

○7番（深沢まさ子） 更新のときには、先ほど負担金のお話もありましたけれども、そういう活用できるものがないのか、補助金の部分も含めて、そのようなことも踏まえての

検討もしていただきたいなと思いますので、これは要望しておきたいと思いますが、ぜひ解体をするという清柳園のことに当たっての調査の中で、アスベストの部分もしっかり対策をとっていただきたいなと思っております。実際、ごみ処理をしていた施設ですので、有害なダイオキシン類も含めていろんな物質が中にかかなり含有されている部分もあるかと思っておりますので、その辺も含めて調査をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

○9番（友野ひろ子） 質問というんでしょうか、提案になると思いますが、先ほど御答弁で、粗大ごみをどう処理していくかを今考えているところだとおっしゃいましたが、実は清瀬市で粗大ごみというんでしょうか、まだ使えるんじゃないという品物をシルバー人材センターというセクションがリニューアルして、それを安い値段で市民に買っていただくシステムがあるんですが、これは日本にこのシルバー人材システムを導入したらどうかということは今から、私が議員になってすぐのときでしたが、小泉さんになる少し前だったと思います、国会議員の先生と親しくしている方がいらっしやいまして、それを提案したんですね。それがやがて日本全体に広がって行って、そのシステムを導入したところとしないところとあるかもわかりませんが、その根本的な理由は日本人が持っている技術力というんですか、物事をただ単に見るだけではなくて、これを何か利用できないかという、そういう能力を持っている人種だと私は思っていたんです、当時から。

それで、要らなくなったものを焼却したりするのではなく、再利用ということを考えてらどうでしょうかと申し上げたのが発端でした。それがやがてシルバー人材センターの設置につながっていったわけなんです、この粗大ごみをどう処理していくかを考えているところと今、助役から答弁があったと思いますが、これを柳泉園でもってこういう部分を、セクションをつくっていかれたらいかがでしょうか。

○助役（森田浩） 粗大ごみも含めまして、焼却するということと反面、リサイクルしますということは非常に重要な案件でございますので、粗大ごみに限らず、私どもはごみを焼却するのが大きな仕事ですが、そのほかにそういうリサイクルというのも含めまして、3市のほうとよくその辺も含めまして、3市がどのようなことができるのか、またそれについて柳泉園がどのようなことができるのかということもよく調整をさせていただいて、なるべくリサイクルに活用が図れるような形でやっていきたいと思っております。

○9番（友野ひろ子） ありがとうございます。

結局、two-ways なんです。要するに、品物を大切にするという精神もそこにあります。人材を活用してかなりのお年の人にも仕事を与えるというのはおかしいんですが、両方のtwo-waysのいいことがあるので、ぜひこれを取り入れていただきたいと要望いたします。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

○1番（小山實） それでは、1つだけ質問させていただきます。

今までこの中でのいろんな議論を聞いておまして、野球場、プール使用料等々の施設使用料、なかなか利用量が上がっていかないで、このような収入減額に一応なっていると。今、超高齢社会を迎え、高齢者の方々にももう少しいろんな形で使っていただければいいのではないかと、プールだとか温浴施設だとか、そのようなものがありますし、また、これからオリンピック・パラリンピックなんかの機運醸成活動と、そのようなこともありまして、この施設をもう少しより活用できるために監査委員の中にも少し触れておられますが、指定管理者等々の新たな経営的なことも御検討されて、この利用状況が向上するように、また使用料等が上がるように御検討されてはいかがかと思いますが、そこら辺について何かお考えがあれば、教えていただければと思います。

○施設管理課長（横山雄一） 議員おっしゃるとおり、利用率についてはそれほど伸びていない状況がございます。今年度におきましては、さまざまなイベントや教室を実施して利用者増に努めているところでございますが、運用体制につきましては現在、指定管理者制度導入を含め課内で検討している段階でございます。それが検討を終了しましたら、当組合としてある程度の方向性を示したいと思っております。

○1番（小山實） ぜひとも前向きな検討をお願いします。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようですので、以上をもちまして議案第17号、平成28年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第17号、平成28年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。よろしいですか。

次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようですので、以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第17号、平成28年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手全員でございます。よって、議案第17号、平成28年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定をされました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成29年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。皆様お疲れさまでございました。

午後 0時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 田 中 のりあき

議 員 佐 藤 一 郎

議 員 村 山 順次郎